

参議院地方行政委員会會議録第十九号

昭和三十五年四月十四日(木曜日)午前
十時五十一分開会

委員の異動

本日委員大沢雄一君、小林武治君及び
井野碩哉君辭任につきその補欠として
後藤義隆君、青柳秀夫君及び野村吉三
郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君
理事 西郷吉之助君
鍋島直昭君
鈴木壽君
基政七君

委員

青柳秀夫君
郡祐一君
後藤義隆君
白井勇君
館哲二君
西田信一君
野村吉三郎君
湯澤三千男君
占部秀男君
木下友敬君
松澤兼人君
米田勲君
中尾辰義君
大竹平八郎君

衆議院議員

國務大臣

國務大臣 石原幹市郎君
綱領彌三君
安井吉典君

政府委員

国家消防本部長 鈴木 琢二君
国家消防本 部長 山本 弘君
自治庁財政局長 奥野 誠亮君
自治庁税務局長 後藤田正晴君
事務局側
常任委員 福永与一郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案
(衆議院送付、予備審査)

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○行政書士法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

○消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから委員會を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日付をもって委員小林武治君及び大沢雄一君が辭任せられ、その補欠として後藤義隆君及び青柳秀夫君が委員に選任せられました。

○委員長(新谷寅三郎君) まず、地方税法の一部を改正する法律案(衆議院送付)を議題として、提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(安井吉典君) 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま提案されました地方税法の一部を改正する法律案につきまして提案理由の御説明をいたします。

最近の政府の税制改正に対する態度は、国税が中心となり、地方税は従になつてゐるやに思われます。従つて、減税措置も国税中心になされ、地方税は、結果的には、逆に増税になつてゐる面が、多々あるものであります。

神武景氣とか岩戸景氣とかいわれるが、一部の大企業、大所得者層を除いては、依然として低生活水準にあり、大衆課税の要素の濃い地方税の減税は、当面の急務であると断言できると思ひます。

しかしながら、政府におきましては、そういう事態に対して何ら考慮を払わず、かつ、大企業等に対する課税減免の特例措置その他現行地方税制の多数の矛盾を全く放置し、おざなりな改正案で地方住民の切なる要望を無視する態度に出ているやに思われます。

で、日本社会党といつたしましては、独自の改正案を提示する次第であります。次に、改正案等の概要を御説明いたします。

第一は、事業税の減免であります。個人事業税については、基礎控除を現行二十万円を三十万円にしたいのであります。

第二は、遊興飲食税の軽減であります。まず、遊興を伴わない飲食店、喫

茶店等における免税点を、現行一人一回の料金が三百円以下とありますのを五百円以下に引き上げるわけでありまして、次は、旅館における免税点については、現行八百円以下を千円以下に引き上げようとするものであります。

第三は、娯楽施設利用税で、これは、ゴルフ場の利用税の標準税率を現行二百円から五百円に引き上げるものであります。

第四は、固定資産税で、田畑に対する課税標準は、評価額の三分の二の金額とし、ゴルフ場の芝や休閑地等の特殊な資産に対しては、特に制限税率を現行百分の二・一から百分の七に引き上げようとするものであります。

第五は、電気ガス税で、現行の税率百分の十を百分の七に引き下げますとともに、非課税範囲を制限いたします。

これに対しては、税率百分の二の電気ガス税を課することとしたし、また、市町村長の指定する街灯に使用する電気につきましては、電気税を課さないものとしたのであります。

第六は、消防施設税の創設であります。道府県は、市町村における消防の費用に充てる財源を交付するため、消防施設税を設けることとしたし、

その道府県内の収入火災保険料を標準とし、税率は百分の三としたし、徴収方法は申告納付の方法によるものとし、農業共済、火災共済等の共済事

業は除外いたします。道府県が市町村に配分する方法は、市町村の人口、家屋の床面積等を基準として別に命令で定めることとしたのであります。

第七は、自動車税であります。トラックに対する自動車税は、現行自家用については一万五千円、三輪小型自動車は同じく四千三百円でありまして、これをそれぞれ千円ずつ引き下げることにより、営業用のものと同額としたのであります。

これらのうち、特に遊興飲食税の減税につきましては、さきの国会の両院地方行政委員会におきまして、満場一致で実現の附帯決議を行ない、ことに参議院地方行政委員会においては、当時の青木自治庁長官が改正案の政府提案を約束した経過があるものであります。

以上、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由の概略を申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 本案に対する質疑は、後日に譲ることとしたし、

○委員長(新谷寅三郎君) 次に、前回に引き続き、地方税法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)を議題とし、質疑を続行いたします。

○鈴木壽君 この際、大臣に二点についてお伺いしたいと思ひます。最初に、住民税の減税とその補てんの問題でございますが、これは、臨時

特別交付金の法案も別に出ておりますので、その際また詳しくお聞きをしたいたとも思っておりますが、とりあえずきよりのこの議題になっております問題に関連をしてお聞きするわけであります。それで臨時特別交付金の三十億というのは、住民税の減税の補てんのための、住民税の減税の補てんのための、対策として今回特に出したんだ、そうして当然それが続けられるんだ、こういうふうに考えてよろしいものかどうかですね。そういうことをまず最初にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(石原幹市郎君) そのように考へていただいてけっこうでございます。

○鈴木壽君 住民税の減税、三十五年
度において百二十二億円のその額に対
する穴埋めの問題につきましては、
昨年の三月の当委員会におきますい
ろいろ論議されましたものの中にも
すでに取り上げられておりまして、当
時は、予想せられました額は百十八億
という御説明でございましたが、その
額はともかくとして、その減収補てん
は当然別途に行なっていくんだと、こ
ういうことが、当時の青木長官並びに
大蔵大臣からも特に出席をしてもらっ
て、話し合いの中にそういう線が出て
おったわけであります。しかも、具体
的な補てん策としましては、たとえば消
費税の率の引き上げをもつてすること
が至当であるという見解も、自治庁側
からはつきり示されておったわけであ
りますが、今回の三十五年度におきま
すこの補てん措置においては、当時の
言明とは違つて、現在の交付税のよ
うな格好で、国税三税の〇・三％、こ
ういう形になつて、額も非常に小さく
なつておる。こういうふうになります

ゆる大衆飲食にかかる免税点の引き上げの問題でございます。これは、しばしばこの委員会においても最近質問が出ておるのであります。一昨日も、そういう問題について、大臣からもいろいろ御答弁があったと聞いておりますが、三十五年から実施するように政府も言っておりますし、それから、当委員会におきましても、また参議院の本会議におきましても、はつきり三十五年という年度を切った附帯決議がつけられておるのであります。それをなぜ三十五年の税法改正の中に盛り込んで提案できなかったのか、そこら辺一つ、どのような検討をして今回それについて取り入れられなかったのか、その辺の事情を一つお聞きしたいと思うのです。

においても、あるいは地方の持ち出しも相当大きいということは、これは確かでございますから、そういう一つの大きなことが起こったことも非常に不幸なことだし、これらの問題の未解決も私は非常にからみ合ってくる問題であつただろうと思ひます。しかし、地方の遊興飲食税の、いわゆる大衆飲食にかかわる免税点の引き上げに伴うところの減収というのは、これはそんなに大きな額じゃないのです。最近の自治庁の調べでは、飲食関係、それから旅館の免税点の引き上げ、合わせて三十八億という話でございますが、当時、昨年あたりの予想では、三十二、三億だろうというお話でありましたが、いざ三十八億という額になったというわけですが、これは私、そんなに大きな額じゃないと思うのです。ですから、もちろん、台風の跡始末なりあるいは国土保全の予算を組む、そういう観点からすれば、そういうものが重点になることは当然であるにしても、だからといって、この問題をそのままほおかぶりするということとは許されないようないろいろな事情が私はあると思うのです。それが簡単に、もうことは減税をやらないのだ、住民税だけはすでに始まつている所もあるから、やらざるを得なくてやつた、こういうようなことで片づけられてしまつては、私はこれは非常に一つの大きな政治問題だと思ふ。政治責任の問題だと思ふのです。私、もっと事情は別にあるのじゃないだろうかと考えるのです。これを取り上げることができなかった事情はですね。もう少しはつきりおつてしまつていただけませんか。どういうところに今回その問題が見送られね

み合つてきて、収拾に困る、まあまあ
今回はこれはそつとしておけと、こう
いうことがほんとうの事情であるやに
も聞いておるのですが、これは一つ大
臣どうです。ざつくばらんに、そうい
う問題とからんで、そういう問題を押
えるためにこの問題も葬り去られたた
と、こういうふりに見ざるを得ないと
思うのだが、どうです、その点の真相
は。

○国務大臣(石原幹市郎君) 今言われ
ました遊興飲食税のほかに、電気ガス
税の問題であるとか、あるいは自動車
税の問題であるとか、固定資産税の問
題、鉱産税の問題、いろいろあるので
ございまして、まあそれも、今言われ
たことも若干の影響力はあったと思
うのでありますが、しかし、その道連れ
に遊興飲食税を葬り去ったと、こうい
うことはございませぬ。やはり遊興飲
食税自体でも四十億近い穴が地方にあ
くのでございます。そういう先ほど申
し上げたようなことでやはり見送らざ
るを得なかった。全部やれば、これは
六十億ないし七十億ぐらゐの穴があく
わけでございますけれども、その道連
れに葬り去ったのではないかというこ
とに對しましては、必ずしもそうでは
ないと、こうお答えを申し上げる以外
に方法はないと思います。

○鈴木壽君　先ほどのお言葉の中に、三十五年度はどうしてもやれなくなつたと、それでは、三十六年度ではどうですか。

○国務大臣(石原幹市郎君) 私といひましては、三十六年度においては、まず地方財源の確保、充実に一方においては、かつていけますとともに、地方税制の整備の一環といひまして、遊

興飲食税の減税につきましては、誠意を持って実現をはかるべく最善の努力をいたす考えであります。

○鈴木壽若　これは私、実はあなたの言葉を信頼したいのでございますが、これで実は質問をやめたいと思うのですが、しかし、最善を尽くし、誠意を持ってこの問題の解決に当たるといふことだけでは、私まだ安心できないと思うのです。というのは、これは、あなたに対して、ちよつと私実は個人的には気の毒です。当時の担当大臣がかかわっておりまし、税務局長もかわっておりまし、気の毒ですが、しかし、国会の委員会におきまして附帯決議がつけられたことが一つ、単にその附帯決議が委員のわれわれの側の一方的な押しつけによつてつけたという、そういうことでなしに、その前に、すでに当時の長官は、はつきり三十五年度では必らず政府提案によつてやりますといふことを言っておるのです。それすらもできないのであるとすれば、これは、先ほど申しましたように、あなたに対して失礼な言い分だとはいへども、あなたの誠意や努力に対しては、あなたの人柄からいって、その通りだと思ひますけれども、ちよつと、そのことを信じて、はいさようでございますか、三十六年度ではできませんかといふふうに、私は安心できないと思う。実はちよつと長くなりますけれども、当時の委員会の記録をちよつと私読み上げてみたいと思う。何べんも申しますように、あなたにとつてはいやなことかも知れませんが、やつぱり政府の担当大臣として、かりに大臣がかわつたにしても、大臣がかわつた

からそれができなくなつたとか、何かの事件がちよつとできたからそれがほごになつたとかということは、私は許されないと思う。そういう立場から申し上げてみたいと思うわけなんです。

昨年三月二十七日の当委員会におきまして、当時の委員であります森委員から、この問題についてどうなさるのかという質問に対して、大臣は、青木さんはこう答えてゐる。「大衆的飲食及び宿泊に対する遊興飲食税の軽減合理化につきましては、」単なる軽減じゃございません、合理化という言葉も使っております。「軽減合理化につきましては、当委員会におきます附帯決議の次第もありまして、その実現にできるだけの努力をいたしたのでありますけれども、三十四年度におきましては、まことに遺憾ながらこれを実現することができなかったものであります。しかし、三十五年度におきましては、当委員会の皆さん方の御協力を得まして、さらに地方財政の充実強化をはかり、必ず御趣旨に沿う考えでありますので、何とぞ御了承願ひたいと存じます。」、ここで問題になるのは、「当委員会の皆さんの御協力」云々でありましたので、重ねて森さんから、一体当委員会の協力というのはどういうことか、委員会が案を出せというのかと、こういうふうに聞かれましたのに答えて、青木さんは、「もちろん、政府として、当委員会の御決議の趣旨を尊重する考えでありますので、私どもの方として提案いたすものに、御趣旨を尊重して必ず実現をする、こういうことなっております。」「必ず政府提案にすると、こういうことを言っておる。これは附帯決議の問題の前なんです

す。なお、わが党の松澤委員も、そのあとで念を入れておられます。それに對して、やはりはつきり青木さんは、「この際は、私は三十五年度に実施したい、こういう考えであります。」、実

施したいということではなくて、三十五年度から引き上げるのか、こういう重ねての松澤さんの質問に対して、「ただいまの点につきましては、松澤委員のお話の通り」、これは記録に載っております。こういうことがあって、担当大臣がここで言明をされましてやったことを、大臣がかつたからということでは私はないと思いますけれども、形からすれば、結果からすればそういうようなことになると思えば、これは、委員会におきますところの大臣の答弁なり、政府委員の答弁というものをわれわれは一体どう考えていいのか。実は、できればさっき委員長にお願いして、総理大臣に来てもらえないかとお願いしたのだが、きよりはほかの委員会もあるから来れないということで、残念ですが、これは、政府のやはり責任のある担当大臣がここで答弁を、そういう趣旨から、さらに私どもは、先ほど申しましたように、附帯決議をつけて、しかも、三十五年度にしてくれればよかった、必ずやりますというのを青木さんが約束をせられました問題が、ほかの減税問題と私は事情が違うと思うのです、当初からのいろいろのいきさつからいって、しかも、たかが三十数億だ。しかも、もし住民税の補てんについてあなた方が考えたように、交付団体、不交付団体等について分けて考えると、これは交付団体の方はわずかで済むはずなんです。さらにもう一つは、現在税の取

り方等においても、特に大都市におきましては、必ずしも適正な徴収の仕方をしておらないというよりなことからしましても、あなた方が心配するよりな地方税の穴というものは、この点に

つては私は大きくは出てこないだろうと思ふ。まあそれはともかくとしまして、この問題は、私しつこいようでありませうけれども、これは単にわれわれが希望的な附帯決議をつけたとか、それに対して大臣が善処しますとか、こういった程度の問題でなしに、はっきりこういう答弁をせられておつて、附帯決議をつけられておつて、本会議でも、長官も十分御存じのように、満場一致でこれは通つて、こういう問題がなおざりにされて、他のいろいろな事情ということに藉口して葬り去られるということは、私は非常に、先ほど申しましたように、政府の責任問題だと思ふのです。ですから、あなたが誠意を持つて最善の努力をなさなさいとお言葉、私は、実はそのままお聞きして、あなたの言葉としては信頼をしたのだが、しかし、この問題の解決にはたしてどれだけの役に立つかということになりますと、私は、どうもその点になりますと、信頼することはできません。そのまま行つたら、これはやはり三十五年度だけでなしに、三十六年度でもどうもうまくない結果が出るんじゃないかということを私もは心配しますが、その点、政府としての、あるいは担当大臣としての決意はこれにあるだろうと思ひますが、重ねて一つ、もしおありでございしたら、お聞きしたいと思ふのです。

○國務大臣(石原幹市郎君) ただいま鈴木委員がお話しになりましたよう

に、人がかわるうが、大臣として議院において言明をしておりますことについて、これはもう当然責任を感じて、責任を持ってその実現に努力しなければならぬことは、言うまでもないことでございます。ただ、先ほど来から申し上げておりますように、異常事態が生じまして、まことに遺憾、残念であります。実現を見なかつたといふことでございます。三十六年度につきましては、先刻も申し上げましたように、地方税制の問題になっておる事柄が相当あるわけでございます。その整備の一環といたしまして、遊興飲食税の減税並びに、ただいまの言葉にありましたように、減税合理化というようなことについては、責任を持って、誠意を持って実現をはかりたい。三十六年度には、地方税制の問題はどうしても触れなければならぬ問題だと私は固く信じております。これ以上は、私を信頼していただきまして、私の誠意と努力を信頼していただきたいと思います。かように思う次第であります。

○鈴木善喜 これは石原さん、あなたに対して信頼とか何とかいう問題も、変なことを言うようですが、あなたまたおわかりになるかもしれません。(笑)ほんとうです。これは失礼な言い分が悪いのですが、そうするとまた、これは前の大臣が誠意を持って、責任を持ってやるから信頼してくれと言ったが、おれはそんなこと知らぬといふことになりはしないかといふことが心配されるのですがね。その点一つと、もう一つは、来年度三十六年度におきましては、地方税全般について検討しなければならぬ、こういうお話を聞いています。どうしても減税等の問

題についてやらなければいかぬ、税の合理化について検討する、こういうお話を聞いています。この問題だけは、ほかの問題とかからめないでやってもらいたいのです。これは何年ものことであつて、あなた、十分これは参議院議員として御承知でしょうが、参議院では、去年の三月の附帯決議は三べん目です。毎年のようにこの問題について附帯決議がつけられ、しかも、三十五年においては必ずやるのだという、そういう言明があり、附帯決議にも三十五年という期限を切っておきながら、なおかつこれが取り残されている。今度、さつき私もお聞きしましたように、またあなたもお答えになりましたように、いろいろなほかの問題、減税の問題が当然出てくると思うのです。そういうのと一緒いろいろな検討をいたしますか、やられまして、また変なことになるてしまったということでは、私はこれは筋が通らぬと思うのです。少なくとも来年度におきましては、ほかの、今出てきておりますところの電気ガス税の問題なり、あるいは鉱産税の問題なり、その他固定資産税の問題等、いろいろ六つばかり自民党の方ではかかっているように感じますが、そういう問題と一緒くたにして、これはちよつと事情が違いますから、特殊な問題として取り扱ってもらわれないと、これはまた流れる心配があります。ですから、ほかの減税をやらないでもいいのだという、そういう意味じゃありませんが、取り扱いの際には、この問題だけは、従来の、今私が申し上げ、またあなたも十分御存じのように、いろいろのいきさつから出てきている問題でございますし、政府と

して一つの大きな責任問題にもなつてきていると思ひますが、ほかの問題は扱いがいろいろなことになっていく過程をたどるにしても、この問題だけは一つはつきりしてもらわれないと、参議院の面目まるつぶれです。私、そのことをおそれるのです。委員会なり本会議で幾く附帯決議をつけたら、大臣の言明があつても、役に立たないじゃないかという印象を国民に与えるということとは、これは非常によくないことだと思ひます。むしろ議會政治なり立法府の権威に関する問題だと私は思ふのです。ですから、そういう点も十分に考えられて、少なくとも遊飲に關するこの問題だけは一つ、他の問題ももちろん検討することはけつこうでございますけれども、その最終的な取り扱いについては、もう最優先的に、序列第一位に当然持つてきてもらわれないと、私どもの立場あるいは参議院の立場というものは全然なくなると思ひます。その点について、どういふ御決意があるのか。二つの点についてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(石原幹市郎君) 最初の第一点につきましては、私が先ほど申し上げました、これは政府が責任を持つてやらなければならぬのだ。人がかわるうが、担当大臣が当該委員会なり議會で聲明していることは、これはもう政府が当然責任を持つてやらなければならぬのだという、その点一つ、その言葉をもちつてあなたの第一点のお答えにしたいと思ひます。個人はかわりまして、政府が責任を持つてやらなければならぬのだという気持ちを、私はここで表明いたすわけであります。

それから、第二の点につきましては、ちよつとあなたもそういう言葉を使われたのであります。院議尊重の趣旨から、これは最優先的に、地方税の減税にあつては、遊興飲食税の問題を考へにやならぬ。第一順位に、最優先的に考へにやならぬ。こうお答え申し上げます。

○松澤兼人君 過日も私、石原國務大臣に申し上げたのですけれども、速記を見ますという、初めて石原國務大臣が自治庁長官として参議院のこの委員会に御出席になりました三十四年七月四日の委員会では、いろいろと地方財政の問題につきまして御見解の表明があつたわけであります。そのときに私は、新任の石原國務大臣に對しまして、從來参議院の地方行政委員会と自治庁の間にこゝろの約束ができていたものであるから、これはもうのつぎきない約束であるということをおし上げまして、石原國務大臣も、その趣旨に沿つてできるだけの努力をする、こういう言明があつたわけであります。そこで、先ほど来鈴木委員から申されておりましたことは、非常に鈴木君もおとなしい人でありまして、この言葉は私考へるのに、うつふんやる方ないという気持ちがあるだろうと思ひます。この点は、委員長は当時館さんだつたわけなんです、委員長がかわられても、あるいは自民党の地方行政の委員の方がかわられても、やはり委員会の決議というものは、政府との間に固い約束ができたのでありますから、この点につきましては、政府はもちろぬ、少なくともこの地方行政委員会というものが續いている限りにおきましては、連帶で責任を負わなければ

ならぬと思ひます。その点、今になつてから、自分たちは知らないのだというようなことは、これは責任を果たさないと思ひます。しかも、私たちが出した修正案に對しては、当面その修正案のむことは地方財政に欠陥を生ずるからだめなんだ、これはあらためて三十五年度から実施するということ、自分たちは社会党の修正案にはむしろこの際は反対しなければならぬといふことを言つておられるわけですから、そこで、元に戻りまして、石原國務大臣に申し上げることですが、私たちが言つておられることは、遊興飲食税の問題については、公給領収証を現状のまま存続させるという立場でもつて、免税点の引き上げを強く要望しているわけでも、さらには三十六年度におきましても、免税点の引き上げということが三十五年度では行なえない、三十六年度でもあやふやであるということになると、遊興飲食税そのものの徴収方法とか、あるいは遊興飲食税そのものの間非常に影響を与える。われわれは、非常に高級の人々やなんか遊興飲食税の公給領収証を撤廃してくれといふことに対して、まあさう言ふのは、やはり公給領収証といふものは必要であると言つて、免税点の引き上げということに中心を合せてやつてきたのです。われわれとしても、こういう段階で、政府に誠意がないならば、公給領収証なんて、さういふものは必要ない。現実においてさうなんだけれども、政府に誠意がないならば、やはり公給領収証といふような徴収の方法といふのは、この際もう考へ直す必要があると

いうことをわれわれとしましては、決意せざるを得ない。そうすれば、従来のように、上から網をかぶせて、見込みで徴収するというような、従来のやり方、府県税当局と、それから遊興飲食税の納税義務者との間のごたごたというものがまた起こってくるということを考えてなければならぬと思うのであります。この点は、奥野君にいたしましては、また後藤田君にいたしましては、始終業者の諸君とは密接しておられる。それで、そういう要望を持ってこられる人たちに、公給領収証は一つ存続していくようにしてくれと、しかし、免税点の問題は徐々に解決していくことを業者の間に約束されているだろと思うんです。ほんとに政府が誠意がなければ、われわれもまた公給領収証撤廃というふうなふうに考えなければならぬ。特に、私はこの前も申し上げましたけれども、業者の花代を減らし、それから遊興飲食税の免税点以上のものに対する課税の率をふやしたということ、これはまことにけしからぬことでありまして、そもそも私たちは、もう大衆飲食に対しては税金を全部はずせという意見を持っておる。それを、政府の方としては、業者の花代は減らす、一方大衆性のある飲食に対して税金をふやすということは、まことに私たちとしてはふんまんやる方ないわけですか。この点は、長年こういう問題を取り扱ってきた、熱心に審議してきましたわれわれ共通の意見なんです。こういう事態を自治庁長官として石原国務大臣はどういうふうにお考えになるか。将来の遊興飲食税のあり方というものは、こういう業者に対して政府が不信の感を

与えることによつて、私は根底からくずれやしないかということに非常に心配するわけなんです。この点につきまして、決意を一つ御披露願いたいと思ひます。

○国務大臣(石原幹市郎君) 先ほどからたびたび申し上げましたように、長い懸案の、しかも当院地方行政委員会でも最も熱心に検討されておられますこの問題の解決の前進を三十五年度において見得なかつたということは、私自身としても遺憾、残念に思つておる問題の一つでございます。で、今松澤委員からもいろいろお話しになりましたように、遊興飲食税という名前になつておりますけれども、論議されている点、全く大衆飲食の大衆の負担軽減に關する問題でございます。先ほどから申し上げましたように、私がこの職に就任する前から、私自身もこの遊興飲食税の軽減、合理化については、その運動に参加しておつたものの一人であつたくらいであります。そこで、先ほどから申し上げましたように、この問題につきましては、院議尊重の趣旨から、一つ最優先的に考えまして、誠意を持って実現に努力をしたい、かように思ふ次第であります。

働が終つて、ビール一ぱい飲んで、ちよつと何か食ふると三百円以上しちやう、こういうふうなものにはたして……数字的なものは別として、ただ単に収支の数字を合わせるだけではありません。これは事務官の仕事を、少しどうも欠けているんじゃないか。ですから、国民大衆の声を聞いて三百円という、この免税点がはたして高いか安い、こういうことを考慮して、やはり大臣として政治力を発揮してやつてもらはないと、これは大きな問題になると私は思ふわけなんです。ですから、この三百円の免税点、八百円の免税点が高いか安いのか、大臣はどのようにお考えになるか、私は拝聴したい。

ともこの点は善処していただきたいと、このように要望いたしておきます。

○委員長(新谷實三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日付をもつて委員井野碩哉君が辞任され、その補欠として野村吉三郎君が委員に選任されました。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(新谷實三郎君) 御異議ないものと認めます。

これより直ちに討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○占部秀男君 私は、日本社会党を代表して、ただいま上程されております地方税法の一部を改正する法律案について反対の意見を表明するものでございます。

もともと本改正案の内容を見ますと、昨年の国と地方を通ずる減税に伴う必然の措置を中心としたものでありまして、そうした意味合いから申し上げますならば、何らへんてつものない改正案である、かようにも言えるのでございまして。しかし、より深く考えてみますと、その何らへんてつものない改正案が政府が出した、ここに大きな問題点があると思われるわけでございます。言うまでもなく、地方税は、国税に比して、いわば公益性の強い課税方針がとられておること、周知の事実でございます。納税義務者の立場からいいますならば、国民大衆の立場からいいますならば、

大衆課税の要素が非常に国税に比べて濃く、こういう性格を持つておると私どもは考えております。従つて、個人事業税の基礎控除の引き上げの問題にしろ、たまたま問題となつております遊興飲食税の免税点の引き上げ、あるいは旅館の免税点の引き上げの問題にしろ、田畑等に対する課税標準の評価額の引き下げの問題にしろ、あるいは電気ガス税のいろいろな整理の問題にしろ、今日地方税を減税させなければならぬ、アンバランスを直さなければならぬ、こういうことは、いわば世論ともなつておると私どもは考えておるのであります。

ところで、三十五年度、すなわち本年度の地方財政の見通しを考えますならば、これは、自治庁の発表に待つまでもなく、相当の増収が予定され得ると思つております。地方財政計画を見まして、昨三十四年度のこれは当初計画ではございまして、地方財政計画、これに比べて八百たしか十二億だと思ひましたが、自然増が見込まれておまして、八百億の自然増が見込まれるというふうなことは、私の知る限りでは、かつてなかつたところであると考へます。さらにまた、三十四年度の決算見込みに比して、これはもちろん自治庁の発表によつて私たちが了承しておるところでありますけれども、少なくとも四百五、六十億の増収にはなる。財政通達にも、はつきりという点が出ておると思ひます。さらに、最近ここ数年における地方税の減税を実現した場合を考えましても、その年その年の自然増収の税の伸びはおそらく三百億から四百億程度のときにさへ、減税問題が扱われ

○中尾展義君 私は、別なことでちよつとお伺いしますが、先ほど来ずっと社会党の御意見及び大臣の御答弁も拝聴いたしておりました。かたや、前からの約束もあるから当然これをやつてもらいたい、かたや、伊勢湾台風等で相当な被害をこうむつたから今回見送つたと、まあ私も、両方の言分はもつともだと、こういうふうな思ひのであります。飲食税そのものが大衆税であつて、しかも、一日の勞

○中尾展義君 大体大臣の答弁では、三百円は引き上げなければならぬのだ、このようにおっしゃつたわけですから、私も善意にそれを解釈したい、このように思つておりますから、ぜひ

ともこの点は善処していただきたいと、このように要望いたしておきます。

○委員長(新谷實三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日付をもつて委員井野碩哉君が辞任され、その補欠として野村吉三郎君が委員に選任されました。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(新谷實三郎君) 御異議ないものと認めます。

これより直ちに討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○占部秀男君 私は、日本社会党を代表して、ただいま上程されております地方税法の一部を改正する法律案について反対の意見を表明するものでございます。

もともと本改正案の内容を見ますと、昨年の国と地方を通ずる減税に伴う必然の措置を中心としたものでありまして、そうした意味合いから申し上げますならば、何らへんてつものない改正案である、かようにも言えるのでございまして。しかし、より深く考えてみますと、その何らへんてつものない改正案が政府が出した、ここに大きな問題点があると思われるわけでございます。言うまでもなく、地方税は、国税に比して、いわば公益性の強い課税方針がとられておること、周知の事実でございます。納税義務者の立場からいいますならば、国民大衆の立場からいいますならば、

ておつたという過去の歴史もあるわけ
でございませう。さういふいろいろな条
件を考へましたときに、大衆課税的な
要素の濃い地方税の問題を減税もしく
は整理をするということは、これはも
ろ当然今回の国会においては課題とな
らなければならぬ点でありまして、
その点が無視されておる。こういうと
ころに私は非常に強い不満を持つ
ておるわけでありませう。本委員会にお
きまして、同僚議員あるいは私が大
臣に対してこの点をお尋ねをいたしま
した。大臣は、そのつど、今日の御答弁
の中にもありましたように、本年の地
方財政の立て方そのものが災害復旧を
中心とし、国土の保全を中心としてお
る。そのために減税問題にはまあい
わば手の回らないところも出てきてお
る。さういふことを一番大きな理由に
されておるのでありますが、こういう
ような理由自体に私は納得のでき
ないものを持つておるのであります。
なぜかというならば、かりに大臣のい
われたような理由をそのままわれわれ
が受け取つたとしても、地方税の税体
系を整理することによって、大衆課税
的なものを減税するところの余地が十
分にある。たとえば、電気ガス税の減
免措置、これの全体とはいわなくとも、
少なくとも常識でこれは減免を廃
止すべきであると考えられる問題も相
当あるし、自治庁自体もそれを認めて
おる。そういうものをするることによつ
て逆に大衆課税の引き下げを行なう、
あるいは税の整理を行なう、こういう
ことはできる余地のある問題であり
ます。ところが、今度の地方税法の一
部改正案、すなわち、本法案にはさう
いふ点が全くおぼろけされておつ

て、無視されておる。芽さえ出ていな
い。こういうようなことは、当然大衆
にとつては、現政府のやり方はあまり
にも無責任きわまると私たちは考えざ
るを得ないのであります。特にたゞい
ま問題となつております大衆飲食の免
税点の引き上げの問題のごときは、私
が言ふまでもなく、こゝですでにたゞ
たゞ論議されましたように、本委員会
としても、三回にわたつてこれが決議
を行ない、昨年三月二十七日の委員会
においては、明三十五年、すなわち
本年度から必ず実施させようといふこ
とを、いわば政府との合議とは言わなく
とも、了解のもとに決議を行なつてお
る問題でございませう。しかも、石原大
臣は、大臣の就任当初に、本委員会に
おいて、私が大臣の在任中にやりた
い、こういう問題について四つ五つ問
題点を明らかにされましたが、その中
にもこの問題が入つておつたわけでご
ざいませう。私は、大臣の好意ある立場
とその人格については、何ら申し上げ
ることはないのでありますけれども、
事は個人の問題でなく、やはり政治上
の、政府の問題であります。院の決議
がかような形でたびたび無視されると
いうことは、これは、院のいわば建前
からいつても、とうていわれわれとし
ては納得のできないことになつて思
ひます。しかも、大衆飲食の問題等
は、その内容が地方税の税体系を大
きく変へる問題であるとか、あるい
はまた、相当多額のいわば財源を要す
る問題であるとか、こういう問題なら
ともかくも、この問題自体は単なる技
術上の問題にすぎないし、その内容に
しても、三十八億四千万程度の問題に
すぎない。そういう問題さえ全く無視され

ておるといふこの事態に至つては、私
どもは、とうていこの法律案に賛成す
ることはできないのであります。
以上のような理由から、地方税法の
一部を改正する今回の法律案に対して
は、日本社会党としては絶対に反対で
ある。かような立場を表明いたしたい
と思ひます。
○大竹平八郎君 私、本法案に対し
まして賛成をする者であります。しか
し、賛成の討論にあたりまして、政府当
局に要望をいたしたいことは、この本
法案を通じて見るときにおきまして、
非常に釈然としないものがたくさんあ
るわけでございます。ことに、しばしば
各委員の繰り返されております大衆
飲食税の問題のごときは、本委員会に
おきましてもしばしば問題にもなり、
石原長官自身も陣頭に立たれて、こ
の問題をかつては強調をした一人であ
ります。また、与党自民党内におき
まして、この問題につきましても、
は、多数の賛成者のあることを私も
は知つておる。こういうものが等閑に
付せられ、さらにこれは、私は予算委
員会におきまして石原長官にもお尋ね
をいたしたのであります。人頭税と
もいふべきところの電気ガス税等の
問題でございませう。これらの問題につ
きましては全く考慮が払われていない
わけでございます。ことに、政令でこ
れは発令できるとはいひながら、ガス
のごときは、昨年料金の値上げをいた
したわけでありませう。料金の値上げを
いたしたというところは、自然的にガス
税がふえておる。こういうようなこと
も昨行なわれておるわけでございます。
こういう点に全く考慮のなかつた
というところは遺憾にたえない。

それから、この法案を見まして、交
付税をもち資格のある交付団体だけ
について所得税軽減の影響の計算をい
たしますといふと、六十七億という数
字が出るわけでありませう。これが別途
また地方特別交付金として新たに討議
をせられます三十億、これはまあ支
出をされるわけでありませうが、これ
は、いかにも政治的に、六十七億を二
で割つたといふような感じがいたしま
して、法律技術の点から申しまして
も、いろいろ論議があつたのではない
かと、かように考えるわけございま
す。しかし、これは国税が昨年減税に
なつた自然的なやり方であるのでござ
いますので、一応私は賛成をいたすの
であります。この際、私が申し上げ
ましたような人頭税に近い電気ガス税
の問題とか、あるいはしばしば問題に
なつておる大衆飲食税等の問題を
含めまして、政府に地方税の根本的改
革を特にこの際要望いたしまして、賛
成をするものであります。
○委員長(新谷實三郎君) 他に御意見
もなければ、これにて討論は終局した
ものと認めて御異議ございませうか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(新谷實三郎君) 御異議ない
ものと認めます。
これより採決に入ります。
地方税法の一部を改正する法律案
(閣法第三六号)の問題に供します。本
案を衆議院送付案通り可決することに
賛成の方の挙手を願ひます。
「賛成者挙手」
○委員長(新谷實三郎君) 多数でござ
います。よつて本案は、多数をもって
衆議院送付案通り可決すべきものと決
定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして
は、先例により、これを委員長に御一
任願ひたいと存じますが、御異議ござ
いませうか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(新谷實三郎君) 御異議ない
ものと認め、さう決定いたしました。
午後一時半まで休憩いたします。
午後零時六分休憩
午後二時開会
○委員長(新谷實三郎君) ただいま
から委員会を再開いたします。
まず、行政書士法の一部を改正する
法律案を議題として、提案理由の説明
を聴取いたします。
○衆議院議員(横堀彌三郎君) ただいま
議題に供せられました行政書士法の一
部を改正する法律案について、その提
案理由の説明をいたします。
行政書士法は、昭和二十六年、行政
書士の業務の公共性にかんがみ、その
業務の適正な執行を確保して、一面そ
の利用者の便益に資するとともに、行
政書士の資質の向上と職務執行上の利
益をはかるため、制定せられたもので
ありますが、その後の本法の施行状況を
見るに、従来任意設立、任意加入で
あつた行政書士会並びにその連合会を
司法書士、税理士等類似の業務の場合
と同様、義務設立、強制加入とするこ
とによつて、行政書士会の自主的な指
導力を強化して行政書士の品位の保
持、業務の改善、適正化に資する必要
があるので、本改正案を提案いたした
次第であります。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに

御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(新谷實三郎君) 本案に対する質疑は、次回に譲ることにいたします。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

鈴木本部長から補足説明を聴取いたします。

○政府委員(鈴木琢二君) さきに提案理由の説明がありました消防法の一部を改正する法律案の内容につきまして、補足的に御説明申し上げます。

この法律案は、提案理由の説明にもありました通り、防火管理者に関する規定の整備をはかり、また少量危険物等の貯蔵または取り扱ひの基準を市町村条例で定めることとし、あわせて消防の用に供する設備等の技術上の基準を政令で定めるその規制を行ない、その他規定の整備をはかりとするものであります。

第八條の改正は、従来の防火責任者の業務内容の明確化及び強化をはか

り、これに伴い、その名称を防火管理者と改め、政令で定める資格要件を具備すべきものとし、かつ、防火管理者を設けるべき防火対象物は、多数の者が出入し、勤務し、または居住するものについて政令で定めることとし、その選定または解任を届出事項とすることとしたものであります。

第九條の二は、消防法別表で定め

ております数量に満たない危険物、危険物に準ずる政令で定める可燃性の物品、または火災発生の際その拡大がすみやかであるか、もしくは消火活動に著しく困難を来たすような物品について、その貯蔵または取り扱ひの技術上の基準を市町村の条例で定めることとしたものであります。

第十條の一部改正は、車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、または取り扱ひ貯蔵所について規定の明確化をはかったものであります。

第十七條の改正は、防火対象物における消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動に必要な施設に関するものであります。これらは、従来は学校、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館及び飲食店を法定するほかは、市町村条例において指定するところによつておりましたが、これを政令で定めることに改め、かつ、その技術上の基準は、市町村条例にあげてゆだねておりました点を改めて、政令で定めることとし、新たに法律で維持義務を課することとしたものであります。

以上の各条文につきまして御説明を申し上げます。

の定めるところによるのみでは不十分と認められる場合には、市町村条例で基準を付加することができるとして、実情に即した運用をはかり得るよう配慮いたしております。

第十七條の二及び第十七條の三は、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動に必要な施設のうち消火器、避難器具等簡易なもの以外のものを新たに設置させるときは、既存の建築物等にあっては相当大幅にわたる工事が必要となり、経済的負担が大きくなりま

す点を勘案いたしまして、本来これらに適用せられるべき法規の適用は除外し、従前適用されていた法規を適用することとして例外を認め、切りかえに際しての負担をできるだけ軽減しめるための措置をとり得るよう設けた条項であります。第十七條の二が法規改正の場合におけるものであり、第十七條の三が防火対象物の用途の変更の場合におけるものであります。ただ、いずれもやむをえず認める例外的措置でありますので、従来とも違法であつた場合でありますとか、大規模の工事を伴う場合とかにおきましては、原則に戻つて、本来適用されるべき法規を適用することとして調整をはかつております。

第十七條の四は、消防の用に供する設備、消防用水または消火活動に必要な施設の設置または維持が、技術上の基準に従つてなされていなくときは、消防長または消防署長において、所要の命令を発し得るものとして、これら技術上の基準を遵守させる措置を講じたものであります。

第四十二條から第四十五條までの改正は、以上の改正に伴う規定について

の違反に関する罰則について整備をはかつたものであります。また第四十六條の改正におきましては、第九條の二の規定に基づく条例に対し、罰金刑のみの刑罰規定を委任することとした

ました。

附則におきましては、防火管理者の資格についての経過措置並びに消防の用に供する設備等のうち消火器、避難器具等簡易なもの技術上の基準についての経過措置を講じております。なお、この法律の施行時期を公布の日から起算して九月を超えない範囲で政令で定める日といたしましたのは、今回の改正の内容を充分周知徹底させる必要があると考えたからであります。

以上、この法律案の主要な点について、その概要を御説明申し上げた次第であります。

○委員長(新谷實三郎君) 本案に対し御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鈴木君 関連してでもよろしゅうございませうか。

○委員長(新谷實三郎君) どうぞ。

○鈴木君 ちよつと本部長の見解を承りたいのですが、本案でなしに、実はちよつと消防の組織上の問題でござい

ますが、三月の都議会でも、東京都下の相当な市町村の消防組織を都に委任できるように条例ができたはずなんでございませう。それについて御承知になつておられますか。

○政府委員(鈴木琢二君) 承知いたしております。

○鈴木君 そこで、これはちよつと珍しいことになつてきたかと思うのですが、もともと消防の仕事というのは、市町村固有の事務だと私は考

えておるし、現在の法でもそういうふうになつておると思うのです。それが、今度は東京都の条例で、都においてその仕事の委託を受ける。こういうことになつて、非常に特異な形になつてきたわけですね。これは、どうい

う法的な根拠でこういうことができるのか。そこら辺について、消防庁としてどういふ見解を持っておるのか。

きょうは自治庁は見えませんが、あとで自治庁の方にも見解をお聞きしたいと思ひますが、その点についての見解をお聞きしたいと思ひのです。

○政府委員(鈴木琢二君) この四月一日から、お話をいたしましたように、東京都下の三多摩の九市七町の職員消防の、すなわち消防署の關係の事務を、東京都二十三区の消防事務を管理いたします東京都知事に委任されたわけでございませうが、これは、御承知のように、法律で、二十三区消防事務については一つの市とみなすということになつて、ちよつと一般の道府県における消防と、いわゆる市町村消防の形態とは同じような形態をとつておらないわけでございますが、かねてから三多摩の職員消防の九市七町を所管しております消防の連中並びに各市町当局が、職員消防については二十三区の消防と一緒にしてもらいたいという希望は、これは自治体消防発足間もない時代から希望があつて、多分これは、議会にも陳情等があつたように記憶いたしております。それで、今日の法律においてどういふ形にやつたらこれが適法にできるかということ、かねがね研究されておつたようでありませうが、今回その話がまとまりまして、この九

市七町の職員消防、常設消防の仕事に

ついで、東京二十三区の消防を管理する東京都知事に事務を委任するため、都に委任するという形をとりまして、地方自治法の二百五十二条の十四により委託事務という形で委託されたわけでございます。この二十三区の消防が一つの市とみなされておりますので、法律の形式から申し上げますと、市町の消防事務の一部を二十三区という、市とみなされておるものに委託されたという形になっておりますので、特に自治法上差しつかえないものと解釈いたしております。

○鈴木壽君 かねてからの要望なり、そういうことについては、事情としては私もわかりません。それから、今のお話の東京都の消防、東京都における各特別区の消防とそれから都の関係も、これは法律的に、消防組織法の第十六条、十七条で、これは二応明らかになっておるわけなんです。そのこと、今回の九市七町のそれとは、ちよつと考え方が違ふものではないだろうか、こういうふうに思うのですが、今あなたの説明ですと、地方自治法の二百五十二条の十四によつてやつたんだと、こういうふうなことであります。なるほど二百五十二条の十四は、事務の委託のことについての規定でありまして、一般的な規定だと思ふわけなんです。ただ、この場合にも、先ほど申しました、消防の一部とあなたはおっしゃるのですが、常設消防の全部が委託されるような格好になつておられます。残るのは、施設とは、何かそういうものの管理というふうなことだけが残つておらないわけですね。第七條に、水利施設の設置、維持及び管理というところで、現

在の市やあるいは町でその設置なり維持について責任を持つということだけであつて、その他全部が都の方へ行つてしまふ、こういうことなんです。それから、一部という解釈もちよつと私当を得ておらないのじゃないかと思ひますし、さらに、組合を作つてやるというふうなことは、従来どこかに例があるようでありまして、今言つたように、全部、いわゆる市町村固有の仕事である消防の事務というものを都に委託をする、こういう格好は、今の消防組織法の建前から、あるいは消防のあり方から言つて、ちよつと行き過ぎじゃないだろうかと思ふのですがね。

これは、あなた方は、法の上でも、二百五十二条の十四等においても委託はできるのだと、ちよつと申します。が、確かに一般的な委託というところは、市町村の事務であつても、その一部について行なうということが規定はされておりますけれども、常設消防の格好をとつてやるというふうな委託については、これは私は、自治体のあり方として、また消防本来のあり方としては、非常に行き過ぎた処置ではないだろうか。ちよつと申すに、あま

り事を便宜主義的に考へていたんじゃないですか。なるほど東京都の各区の連合された東京消防庁の全体の施設なり機動力なりというものは、非常に他には見られないだけのものではあります。それから、そういうものの中に含まれてやることは、防火上から言つても、いろいろな便利があるということ、私は私言えると思ふのですがね。しかしそれは、さつき言つたように、別の角度から考へて、連絡なり、場合に

よつては組合を作るなり、そういうことはあり得ると思ふのですが、こういう委託という格好でやるということについては、私はどうしてもちよつと納得のいかないところがあるのですが、重ねてそういう点についての御見解を聞かせてもらいたいと思ふ。

○政府委員(鈴木琢二君) 私が先ほど一部と申し上げましたのは、職員消防の關係だけが委託されましたので、消防団の事務並びに施設としましては、水利施設等は委託されておられません。一部と申し上げたわけでございます。東京都の従来の二十三区の消防については、一つの市とみなすという、このことがすでに變態と言へば變態なわけでございます。今回の九市七町の委託というものは、變態と言へば御指摘のごとく變態であらうと思ふのでございまして、従来のいろいろ消防上の行政のあり方並びに活動の状況等から見て、こういう東京都という特別変つた行政組織におきましては、ちよつと委託という措置をとられるのもやむを得ないものと考へております。

○鈴木壽君 なるほど東京都というのは、これはまあ特別な形態でせうな。それはまああなたのおっしゃる通りなんです。が、しかし、都下のそれぞれの市あるいは町というものは、これはまた少し、普通の地方自治団体として厳格として存在しておつたし、これからもうだと思ふわけですね。将来現在のいろいろな首都圏の問題等がどのよう

としてもやつてきておると思ふのです。ね。その中で、消防事務というものは、私はやっぱり地方自治法に示された一つの固有の事務であらうと思ふ。なるほどお話のように、また条例の第一條にもあるように、消防団にかかるとか水利施設の問題等は除外されておられますが、消防本部あるいは消防署を置く市町村の長その他の職員の権限に属するものをみんな含んで、職員のそういう身分關係のもので含んでの委託でございますから、非常に私特異なケースだと思ふのです。従来見な

かつた新しい形がここに生まれてきておるわけですね。それがいろいろな實際的な防火なり、あるいは消火活動、そういう面からいって、都合がいいというふうな、先ほど言つたやうな、そういう便宜主義的なことだけで、市町村本来の仕事のみならず持つていかれると、實質的に何もなくなつてしまふんです。そういうことは一体許されるものかどうか。地方自治法の二百五十二条の十四や十五をどういふように解釈していいものかどうかということ、は、ちよつと問題があると思ふのです。

○政府委員(鈴木琢二君) 先ほど申し上げましたように、この問題はだいたい古い問題でございます。ことに首都圏等の問題が具体化してきまして、それから、なおさらこの問題が具体化して参つたわけでございます。かねてから東京都と自治庁と、それから私も入りました、法的にどうかということ、を十分検討いたしました。東京都の先ほど申し上げましたやうな特別な事情並びに協力關係がはかに見られない特別な密接な關係にあるということか

ら、まあ一部には便宜主義ということもあらうかと思ひますけれども、そういうたよりないいろいろな事情から考へて、一緒になつた方がよいということに結論が出まして、しかも法律的に、地方自治法の委託事務ということをやつておる自治法の解釈も差しつかえないという結論も出まして、それぞれそういう措置がとられたわけでございます。そういう事情で実現いたしましたものでございまして、これがほかの府県に同じやうな例が出てこやせぬかと、ちよつと問題は全然ない。ほんとうに東京都に特別な措置というふうに私どもは考へておる次第でございます。

○鈴木壽君 私、これはまさかほかの県でやろうといつたつて事情がちよつと違ひますから、その簡単には私はやれないことだと思ふのです。しかし、委託というものをどういふに解釈すれば、県に委託するということでもなしに、今度他の町村に委託する、大きな市がそばにあるんだといった場合に、近接の町村等において、今言つたやうに、かりに常設消防等がある町があるとすれば、そういうものが今度隣の大きな市に事務を委託するんだというやうな格好は、私は、この考え方からすれば認められるし、否定できないことになつてくるわけですね。そうなりますと、消防の仕事というものは、これは苦しい現在の市町村の財政の中ではありますけれども、しかし、本来持つておらなければならぬ仕事として、地方住民の生活福祉にも密接な關係のあるやうな仕事なんです。ちよつと申すに、簡単に手離すというやうなことについて

は、考え方としては、一つのどうもルーズな考え方になり過ぎておるのじゃないかというふうに思うわけなんです。これは、これはやりましたこと、今さら何と言つても、これは量見がきまつておるから、四月一日から発足しておるはずでございますから、こういうことに対するあなた方なりのものは、自治庁なりの考え方というものは、私は、やっぱりもう少し少しくかりしておかないと困るのじゃないかと思うのです。その点はまあそれくらいで、一つお聞きしますのは、職員的身分も、たしかこれは第八条の協議事項によつて都の方へ移るのだというふうに聞いておりますが、これはどうです。

○政府委員(鈴木琢二君) 御指摘の点も、付属協定によりまして、やはり職員の仕事も東京都知事に委託されることになっております。

○鈴木君 そうですと、そういうこともやっぱり変な格好になつてきて、そこで、今度また町村におきまして、その職員のいろいろな地位なり、そういうものと、場合によつては給与なり年金等の関係等からいっても、違つた団体に入つて、いろいろな違つた条件なり何かあると、それぞれ違つた問題が出てきます。そういう問題も、それは二次的な問題として、職員もその方の身分が切りかえられ、それから経費なんかも、これはもちろん当然委託した方で負担しなければならぬと思ひますが、そういう点はどういふふうになつておるか、お聞きになつておられますか。

○政府委員(鈴木琢二君) 経費は、やはり協定によりまして、委託した方の

市町が東京都に納めるといふ協定になつておるようでございます。

○鈴木君 委託した方が委託された東京都に納めるについての何か基準等がありますか。そこら辺の協定はどうですか。

○政府委員(鈴木琢二君) 経費の関係につきましても、委託事務の管理に要する経費は、両者の協議によつて定める規約案によりまして、義務を委託した各市町が負担することになつております。先ほど申し上げた通りであります。東京都が特に必要と認められた場合には、東京都がその一部を負担するといふ内容になつておるようでございます。それから、各年度において委託事務の管理に要した経費のうち、各市町の負担すべき額に過不足を生じた場合は、翌年度の負担金の額で調整する、そういう内容の協定になつております。

○鈴木君 これは、そういうふうな経費のことは、これは簡単なもので、条例ですから、何か経費の負担について、たとえば交付税額の中に見込まれる基準財政需要額のそういうところを根拠にするとか何かがないと、これはまたいろいろ問題があると思うのです。そこら辺について何かお聞きになつていませんか。

○政府委員(鈴木琢二君) 先ほど申し上げました以外に経費について私ども聞いておりますことは、特別区の消防事務を都知事が管理する場合に要する経費は、地方財政法第九条の規定により東京都が負担することになつておる。それから、消防に關する地方交付税の基準財政需要額の算定も、地方交付税法第二十一条の規定により東京都

として計算されるということになつております。それから、事務委託をした各市町の消防費は、従来通りそれぞれの市の地方交付税の基準財政需要額において算定されますので、委託事務の管理に要する経費は、当然事務委託をした各市町が負担すべきものである、こういう取りきめになつておるようであります。

○鈴木君 これはできてしまつておるんですが、こういう点について、これは一体地方自治団体の本来の仕事が何か、それを維持していくためにはどういふ方法がとられるべきか、そういうような根本的な問題をやはり考えていかないと、これは非常に先ほど申し上げましたように便宜主義的な考え方、ただ大きな世帯の中に入つていけばこれは都合がいいのだという、それしかないと思ふんです。これは、相当距離的に離れた所もあるでしょう。こういうものに対して、東京都がはたして委託を受けて、今後その相当離れた所に対して、一体従来より違つた程度の消防施設なりあるいは防火機なり、消火の態勢なりがとれるかといふと、なかなか私はやっぱり問題があると思ふんです。そういう問題も考えないで、単に大きな世帯の中に入つていけば都合がいいのだ、こういうふうなことで、おのおのが本来持つておる仕事で責任を果たすべきそういう仕事を、一般的な事務の委託について許されておるからという、そういうことに入つていくということは、これはやっぱり許されないとはいへないだろうかと、お聞きなす。

○政府委員(鈴木琢二君) この東京都の事例は、あくまでも東京都という特殊事情に基づく特別なやむを得ざる事例と私は考えておりますので、御指摘のありましたように、今後の成り行きうなことがあつても困りますから、その点については、御指摘のような憂いがないように、今後十分成り行きを注意して見守つて指導していきたいと思ひます。

○鈴木君 いろいろふりになつた根本的な問題は、現在の市町村における財政上の問題だと思ふのです。もつと、市町村の財政上で、いわゆる消防施設なりそういうものに金をかけることができたり、あるいは消防の態勢を整えていく上にそんなに圧迫を感じないでやつていくというふうなことであれば、これはいろいろのことにならなかつたと思ふんです。もちろん、今国からも相当の助成もしておりますけれども、しかしこれは、毎年あなた方が要求している額からしますと少ない額である。さらにまた、地方が要望しておる額からすれば、これまたきつめて少ない額でありますから、そういう面も考えていかないと、こういう問題は、根本的な問題の解決に私はならなかつたと思ふんです。八王子、青梅、府中、調布、こういう市でも、あるいはその他の町でも、これは、ただ単に

入つたからということ、のんきにしておられないと思ふのですが、しかし、まあ地元の切なる要望というよりなこと、こういうふうな便宜主義的なことがとられたと思ふのですが、私は、やはり今回の問題を契機に、消防行政のあり方、それをささえる財政の問題をどうやっていくか。もちろん、あなた方だけのあれでは解決つきませんけれども、政府としてもこれは本氣になつてやらないと、こういうことになつて、本来市町村が持つて、充実に努力をすべきそういう仕事まで、ほかの方に委託してしまふのだという格好にならざるを得なくなつてくるのじゃないかと思ひますから、その点一つ要望として、今後の消防行政のあり方あるいは消防財政のあり方等について十分一考をいたしたいといふことを要望しておきます。

それから、ちよつとお聞きしたいのですが、第八条の「政令で定める資格を有する者」といふのは、これは、政令の内容なんか、今考えられていふうならば、あとで告示しただけです。

○政府委員(鈴木琢二君) 資格者の政令につきましては、ただいま鋭意検討中でございますが、おおむね私の考えでありますのは、具体的に申し上げますと、第八条の「管理」といふところに重点があるわけでございますから、管理能力のある者、あるいは管理の力のある者が防火管理者になるような方向で政令を定めたいと思つておるわけでございます。具体的に申し上げますと、現在考えておりますのは、会社等におきましては庶務課長、官庁等におきましては会計課長、工場等におきま

入つたからということ、のんきにしておられないと思ふのですが、しかし、まあ地元の切なる要望というよりなこと、こういうふうな便宜主義的なことがとられたと思ふのですが、私は、やはり今回の問題を契機に、消防行政のあり方、それをささえる財政の問題をどうやっていくか。もちろん、あなた方だけのあれでは解決つきませんけれども、政府としてもこれは本氣になつてやらないと、こういうことになつて、本来市町村が持つて、充実に努力をすべきそういう仕事まで、ほかの方に委託してしまふのだという格好にならざるを得なくなつてくるのじゃないかと思ひますから、その点一つ要望として、今後の消防行政のあり方あるいは消防財政のあり方等について十分一考をいたしたいといふことを要望しておきます。

それから、ちよつとお聞きしたいのですが、第八条の「政令で定める資格を有する者」といふのは、これは、政令の内容なんか、今考えられていふうならば、あとで告示しただけです。

○政府委員(鈴木琢二君) 資格者の政令につきましては、ただいま鋭意検討中でございますが、おおむね私の考えでありますのは、具体的に申し上げますと、第八条の「管理」といふところに重点があるわけでございますから、管理能力のある者、あるいは管理の力のある者が防火管理者になるような方向で政令を定めたいと思つておるわけでございます。具体的に申し上げますと、現在考えておりますのは、会社等におきましては庶務課長、官庁等におきましては会計課長、工場等におきま

しては保安管理者というより、実際に力のある人になるように、もつともそういう人ばかりでなしに、十分消防の方面に知識のある者とか、あるいは経験のある者になれるような措置を講じたいと思っておりますが、おおむねそういうところを標準に政令を定めたいと考えております。

○鈴木壽君 これは防火の管理者でございますから、庶務課長や会計課長、それは力があるかもしれませんが、権原もあるいは持っているかもしれないが、目的が防火という点にあって、その責任を負う立場にある者をきめることですから、私は、これを見ただけで考えましたことは、それなら、一体防火管理者を政令で定める資格というものは、そういう主として能力といつても、防火に関する能力なり知識なり、何かそういうことではないだろうか、こう考えておったのですが、お話を、それはつけたりで、何か職制の上で課長とか、しかも、会計課長とか庶務課長といったところで、これは別に防火のことにそんなに大したあれじゃないと思ひますが、どうなんですか。

○政府委員(鈴木琢二君) 現行法の第八条も、一応防火管理者を定めていろいろな仕事をしなければならぬといふことになっているのでございますが、まあ形式的に、たとえば守衛を防火管理者にして、形式上だけ格好を整えているというふうなことで、現実にはその建物なら建物、施設なら施設全体の責任を持って、火が出ないようにといふことを常日ごろ管理面で注意していくような形がとられていないのが多いわけでございます。今度は、この改

正によりまして、その建物なり施設の全体に対しての防火責任者というものを定めまして、その下に、もちろんそれだけの設備なりあるいは部屋ごとに、火気取り締まりの責任者と申しますか、現在ありますそういう種類のものをもちろんだに置きまして、それらを統合して、建物全体の防火上の処置なりあるいは維持管理をする責任者をきめたいというのが、今度のこの第八条の改正の趣旨でございます。ですから、先ほどお話のありましたようなものは、この組織の中に当然考えられるものとして、今回の改正は考えておるわけでございます。むしろもつと広い全体の管理の責任を持つものを置きたい、こういう考え方でございます。

○鈴木壽君 これはまあ会社によつていろいろ違ふと思うのでございますが、その場合に、庶務課長はともかく、会計課長は、建物とか何か、そういうことについて一体どういう権原を持っているのですか。

○政府委員(鈴木琢二君) この問題は、だれを管理者にするかということには、それぞれの施設について相当いろいろな、その種類といひますか、態様が違ふと思うのでございます。で、私もこのまあ考えられますそれぞれの建物なり施設について、だれがその管理者になつたらいのかということは今検討しておりますが、結局ケース・バイ・ケースで、消防署長の指導のもとに、その建物の状況に応じて、この第八条の目的が達せられるような人を選んでは、防火管理者にきめるということにせざるを得ないのじゃないかと思ひます。従ひまして、この政令できめ

定を設けたい、そういうふうに考えております。

○鈴木壽君 それは、一般論としては、あなたのおっしゃる通りだと思ひますが、ただ、御説明の中に、庶務課長とか会計課長といふことを先にお話しになって、その他防火の知識を持つたり能力を持つたりするものといふお話でございましたから、会計課長といふものは、一体そういうことに対してどの程度の権原を持つものか、むしろもつと正確に建物の管理に当たる、これは、名前はどうかかわりませんが、庶務課長になるか、何になるかわかりませんが、そういう責任を持つ地位にあるものといふふうにおつしていただければ、それならそれで、あとケース・バイ・ケースで、消防関係の人たちと話し合ひをして、協議の上で、この人が適当だろつというやうなことできめるということになるといふと思ひますが、そういうお話がなくて、ただ庶務課長やあるいは会計課長といふふうなお話が出たものですから、会計課長といふのはそんなに、私、まあ普通の場合には会計に關することだけで、もし施設のことでは金がかかるんだつたら、その責任者から会計課長のところへ要求すればいいことだし、防火管理者にまではたしてなる資格があるかどうかをちよつと私不審に思つたものですから、お聞きしたわけなんです。ですから、これはやはりあくまでもこういうことでしよう。

で、この方が資格者だといふことできめると、それしかないと思ひます。が、どうです。意図はそういうことでしよう。

○政府委員(鈴木琢二君) 大体お話の通りでございます。それで、現在、先ほども申し上げましたように、防火管理者に關する政令をどういう形できめようか、どういふ表現にしようかといふことをせつかく検討中でございますので、ただいまお話のありましたやうな点を十分考えまして、遺漏のないやうな政令を設けたいと考えております。

○鈴木壽君 これは、ちよつと私は、今度新しくできます第九條の二の、このいただいた法案の二ページ目の四行目のところにある、「別表で定める数量未満の危険物、油かすその他政令で定める危険物に準ずる可燃性の」云々と、こゝにあるのですが、この油かすといふのは、これはどういふのです、内容は、もつと具体的にいうと、この別表にあるあれですか、第四類に入るやうなものでしょうか。これはどういふのです。

○政府委員(鈴木琢二君) 別表で定める数量以上のものは、第十条以下の危険物の規定によつて規制を受けるわけでありまして、それ未満の危険物、それから油かすといふのは一つの例をあげたのでございまして、これはいろいろあるのでございまして、現在の予防条例におきましても、大量可燃物の第一類といふのに掲げてありますのが準危険物と称するものでございまして、現在考えておりますこの準危険物に入るものといひましては、油——ここの油かす以外に、油を含んだボロ、

マツチ、パラフィン、塩化アセチレン、重塩素酸塩類、いろいろあるわけでございます。これを、いかなるものを入れたら適当かといふことは、関係各省並びに技術者、学者等の意見を参酌して、この政令をきめる際に、この準危険物の範囲をきめたい、さうに考えております。

○鈴木壽君 私、お聞きしたのは、これは別表に定める数量未満の危険物ですから、もちろんこの別表の中に入らないのですが、その数量関係では入りませんが、もし数量のそういう問題があつて入れるとすれば、第四類に入るやうなものか、油かすといふのは、そういうやうな油、いわゆる動植物油なり、そういうものの油のかすと、こゝういふのか。普通油かすといつてもたくさんありますからね。どういふことなんです。

○政府委員(山本弘君) 別表に指定数量が載つておりますが、それ以上のものではありませんが、ここに載つております油かすは、「油かすその他政令で定める危険物に準ずる可燃性の物品」といふことになっておまして、準危険物として考えられるものでございまして、それは、火のつきやすいものといふことでございまして。そして「又はわら製品、木毛その他これらに類する物品で」云々、これは大量可燃物といふふうな考えられている部分でござい

マツチ、パラフィン、塩化アセチレン、重塩素酸塩類、いろいろあるわけでございます。これを、いかなるものを入れたら適当かといふことは、関係各省並びに技術者、学者等の意見を参酌して、この政令をきめる際に、この準危険物の範囲をきめたい、さうに考えております。

○鈴木壽君 わかりました。私読み方も違つておつたやうです。その点もわかりましたが、油かすといふ場合、具体的にどういふやうなのですか。実は、ふだんこれは正確な用い方でないかもしれませんが、油かすとい

われるものにはいろいろ種類があるでしょう。ですから、ここでいう油かすというのは、そういうものを含めているのかどうか。あるいは特にこういうものを油かすというのだと、こういうのか。

○政府委員(山本弘君) 今油かすと申しましても、非常に範囲が広いございまして、その「油かすその他」云々は一つの例示でございまして、豆かす等であつて、火がつきやすいという状態にあるものを示しているものでござい

ます。

○鈴木壽君 豆かす等の、しぼったあとのやつと、こういうわけですか。

○政府委員(山本弘君) しぼったあとのものであつて、いわゆる火のつきやすいもので、こういうものでございまして、それで、非常に種類が多くございまして、油かすと申しましても、全然火がつかない、ついてもつかないというのものもあるわけでございます。だから、そういう油かすという一つの例示的品目をあげまして、そういうものであつて、火のつきやすいものという意味に政令でもつてきめたいと、かように存じておるのでございます。

○鈴木壽君 そうすると、大豆のいわゆる豆かすというふうなもの、油かすというふうなもの、それから菜種油のあつた油かすと普通いいますね。ああいうふうなもので、そういうふうなもの、燃やす気があれば燃えますからね。だから、実はね、今私が申し上げますように、油かすというもののいろいろなものがあるものですかね、ふだんに言っているものがね。これは正確な使用でないかもしれせんよ。ふだん使っている言葉ですから

ね。しかし、油かすという言葉の中にはいろいろなものがあるから、そういうものであるか。今言つたように、豆かすのような、あるいは菜種油の油かすというふうなものもあるか。あるいは油の、いろいろな機械油とか何か、ああいうものの、それこそこれはかすとは言わぬかしらぬけれども、ふだんこれは油かすだと、こう言つてい

る、きたないような、捨てなければならぬようなよれたやつ、こういうものの中にも含まれるのかどうか。ちよつと私はつきりしなかつたもの

です。○政府委員(山本弘君) 今鈴木委員から御指摘のように、これは、いずれも油のしぼりかすで可燃性のものも含んでおりますし、あるいは油のふきぎれの、ボロきれのようなものであつて可燃性のもの、これらもいずれも含んでおるのでございます。具体的には、現在の火災予防条例の準則がござい

ます。その別表第一に、第一類として掲げてあるもの、先ほど本部長から御答弁申し上げましたが、マッチ、パラフィンあるいはいろいろな酸化性の物質、そういうふうなものと同様に、可燃性のものであるというふうに考へておるのでございます。なお、具体的品目につきましては、先ほどお答へ申しましたように、関係農林省あるいは通産省関係とも協議いたしまして、具体的危険のあるものというものの品名を指定いたしまして、その点を遺漏ないようになしたいと、かように存じておるのであります。

○鈴木壽君 ちよつと御説明がおかしいようだな。何か、いわゆる油かす、豆かすとか菜種油のいわゆる油かすといつてゐるもの、そういうのだというならわかりますが、今度またボロきれまで入れる、油かすに。それはふだん使われないこともないです。機械油なんかのきたなくなつて捨てようなもの、これは油かす、捨てていいん

言うのだから、これはルーズな使い方だと思ふのです。ほんとうを言へば、そうじゃないと思ふのだけれども、まあしかし、ふだんの用語がいまいに使われておるものだからね。そういうことから、この油かすというものが誤解を生みやすい。これはまああとで政令で定めるでしょうから、はつきりするといへばそれまでですけれども、この用語として、ちよつと私は、はてどの程度こういういろいろなものを含むものかと、こう思つたから聞きました

が、ボロきれにしみ込んだ油まで油かす、しぼりかすも油かすということになると、ちよつとこれは……

○政府委員(山本弘君) あらためて、重ねて申し上げたいと思ひますが、ちよつと重複して申し上げましたので、説明が二重になつておりますので、実は、油かすと申します場合におきましては、豆かすとか、御指摘の菜種油を取つたかすとか、あるいはゴマをしぼったかすというふうないわゆる可燃性のものでもござい

ます。で、「その他政令で定める危険物に準ずる可燃性」というところで、実は油ぎれなどを申し上げたのでございまして、二つを一緒に申し上げましたので、重複をしておつて理解に悪いようなことも申し上げましたことをおわび申し上げます。

○鈴木壽君 いやいや、私も聞き方がちよつとはつきりしなかつたと思ひます。まあいいです。ではわかりました。まあいいですね。これは政令にゆだねるのが相当ありますから、これは今すぐじゃ、もちろんまだできておらないと思ひますが、あとで何かの機会に、やつぱり今ちよつとお聞きしたように、はつきりしない点もありますからね。何かの機会にお示しいただいて、やつて下さるような機会を作つていただきたいと思います。今後いろいろ委員会等のこともあると思ひますから、実施まで相当期間があると思ひるのでございますからね。

以上でございます。

○委員長(新谷實三郎君) それでは、本日の質疑はこの程度で打ち切りまして、次会は四月十九日、来週火曜日の午前十時から開会いたします。本日は、これにて散会いたします。午後二時五十分散会